

# 大分県合同輸血療法委員会要綱

## (目的)

第1条 本会は、県内の輸血療法委員会を設置する医療機関相互の情報交換及び研修等を実施することにより、適正かつ安全な輸血療法の向上を図るものとする。

## (名称)

第2条 本会は、「大分県合同輸血療法委員会」と称する。

## (構成及び任期)

第3条 委員会の委員は、大分県福祉保健部長が委嘱した別表1に掲げる者とする。

- 2 委員会は、委員長、委員及び顧問によって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選により定め、委員会を代表し、必要に応じ委員会を招集する。
- 4 顧問は、委員会の運営に必要な助言を得るため、委員の推薦により定める。
- 5 議長は、委員長が務めるものとし、委員長が欠席の場合は出席者の互選により決定する。
- 6 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任の残任期間とする。

## (事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 大分県合同輸血療法委員会合同会議の開催
- (2) 研修会、その他の事業の会議の開催
- (3) 上記(1)及び(2)を実施するための委員会の開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## (運営)

第5条 本会の運営は、委員会により決定する。

## (大分県合同輸血療法委員会合同会議の開催)

第6条 大分県合同輸血療法委員会合同会議は、次により開催する。

- (1) 大分県合同輸血療法委員会は合同会議を、年1回以上開催する。
- (2) 大分県合同輸血療法委員会合同会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- (3) 委員長は、別表2に定める者のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席させることができる。

## (事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、大分県福祉保健部薬務室に事務局を置く。

## (その他)

第8条 本要綱の設置及び本要綱に定めるものの変更等については、委員会において協議し定める。

第9条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年 12月 12日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年 12月 10日から施行する。

- 附 則 この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。

別表 1

団体名・施設名	職 名	氏 名	備考
大分県医師会	常任理事	田代 幹雄	
大分記念病院	名誉理事長	高田 三千尋	顧問
大分県厚生連鶴見病院	血液化学療法部長	幸野 和洋	
大分県厚生連鶴見病院	血液内科医師	菊池 博	
大分市医師会立アルメイダ病院	血液内科部長	小野 敬司	
大分記念病院	副院長	佐藤 昌彦	
大分県立病院	副院長	佐藤 昌司	
大分県立病院	輸血部長	宮崎 泰彦	
臼杵市医師会立コスモス病院	院長	下田 勝広	
大分大学医学部附属病院	輸血部副部長	緒方 正男	委員長
豊後大野市民病院	院長	木下 忠彦	
大分県臨床検査技師会	会長	佐藤 元恭	
大分県臨床検査技師会	前移植検査部門長	葦苺 巖	
大分県看護協会	副会長	寺沢 操	
大分県看護協会		工藤 美由紀	
大分県赤十字血液センター	所長	岡田 薫	
大分県福祉保健部	薬務室長	北村 浩一	

別表 2

1. 輸血療法委員会を設置する県内医療機関
2. 大分県医師会
3. 大分県福祉保健部薬務室
4. 大分県赤十字血液センター
5. その他必要と認められる者